

議案第 48 号

ひたちなか市勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市勤労者総合福祉センター設置及び管理条例（平成6年条例第92号）の一部を次のように改正する。

第7条中「通学する者」の次に「及び市内に事務所を有する法人その他の団体」を加える。

別表の1を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 専用使用の場合

(単位 円)

施設名 使用単位			午前	午後	夜間	全日	その他
			午前9時から 午後零時	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後10時	1時間当たり
多目的 ホール	全部	平日	9,340	9,900	12,100	31,340	3,130
		土,日, 休日	12,100	13,200	15,400	40,700	4,060
	部分	3,300	4,400	5,500	13,200	1,320	
大会議室			4,400	7,360	9,900	21,660	2,150
研修室(1)			1,200	1,640	1,980	4,820	480
研修室(2)			3,300	4,400	5,500	13,200	1,320
研修室(3)			1,100	1,540	1,860	4,500	450
中会議室			1,100	1,320	1,640	4,060	390
小会議室			540	660	810	2,010	190
文化教養室			1,200	1,760	2,300	5,260	520
職業講習室			880	1,200	1,420	3,500	340
視聴覚室			1,200	1,860	2,420	5,480	540
和室(A)			1,100	1,320	1,760	4,180	400
和室(B)			880	1,100	1,420	3,400	330
映写投光調整室			1,100	1,100	1,100	3,300	320
控室(A)			1,100	1,100	1,100	3,300	320
控室(B)			1,100	1,100	1,100	3,300	320
軽運動室			2,420	3,080	4,400	9,900	980

備考

- 「平日」とは、火曜日から金曜日までをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 多目的ホールの使用区分中「部分」とはホールのみを使用する場合をいい、「全部」とは部分以外の場合をいう。
- 市内居住者等に該当しない者の使用料は、この表に定める金額に、その金額の100%を加算した額とする。
- 営利を目的とする商品の展示又は販売を行う場合の使用料は、この表に定める金額(前項の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の金額)に、その金額の100%を加算した額とする。
- 入場料等(名称のいかんを問わず、その催しの入場の対価として徴収するも

のをいう。以下同じ。)を徴収する場合の使用料は、この表に定める金額(第4項の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の金額)に、その金額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 入場料等が1,000円未満の場合 50%

(2) 入場料等が1,000円以上の場合 100%

7 前2項のいずれにも該当する場合には、前項の規定は適用しないものとする。

(2) 個人使用の場合

(単位 円)

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前9時から午後 零時	午後1時から午後 5時	午後6時から午後 10時
多目的ホール		270	270	270
軽運動室		270	270	270

備考 市内居住者等に該当しない者の使用料は、この表に定める金額に、その金額の100%を加算した額とする。

(3) 談話軽食喫茶室, 厨房等

施設の名称	使用料等
談話軽食喫茶室, 厨房等	1か月当たり 118,800円 営業時間は、原則として午前11時から午後9時までとする。ただし、勤労者総合福祉センターの業務に合わせて営業時間を変更できる。

別表の2の表OHP設備の項及び映写機の項を削り、同表に次のように加える。

オンライン配信設備	1式	3,580	
-----------	----	-------	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の1の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

旧							新							備考		
(使用者の範囲) 第7条 勤労者福祉センターを使用できる者は、市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者（以下「市内居住者等」という。）とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、市内居住者等以外の者であっても使用することができる。							(使用者の範囲) 第7条 勤労者福祉センターを使用できる者は、市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者及び市内に事務所を有する法人その他の団体（以下「市内居住者等」という。）とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、市内居住者等以外の者であっても使用することができる。									
別表（第10条、第11条関係） 1 施設使用料 (1) <u>団体使用の場合</u>							別表（第10条、第11条関係） 1 施設使用料 (1) <u>専用使用の場合</u>									
(単位 円)							(単位 円)									
使用単位			午前	午後	夜間	全日	その他	使用単位			午前	午後	夜間	全日	その他	
施設名			午前9時から 午後零時	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後10時	1時間当たり	施設名			午前9時から 午後零時	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後10時	午前9時から 午後10時	1時間当たり	
多目的 ホール	全部	平日	9, 340	9, 900	12, 100	31, 340	3, 130	多目的 ホール	全部	平日	9, 340	9, 900	12, 100	31, 340	3, 130	
		土, 日, 休日	12, 100	13, 200	15, 400	40, 700	4, 060			多目的 ホール	全部	土, 日, 休日	12, 100	13, 200	15, 400	40, 700
	部分	休日 以外 の日	3, 300	4, 400	5, 500	13, 200	1, 320	部分				3, 300	4, 400	5, 500	13, 200	1, 320
大会議室			4, 400	7, 360	9, 900	21, 660	2, 150	大会議室			4, 400	7, 360	9, 900	21, 660	2, 150	
略			略	略	略	略	略	略			略	略	略	略	略	
軽運動室			2, 420	3, 080	4, 400	9, 900	980	軽運動室			2, 420	3, 080	4, 400	9, 900	980	
							備考									
							1 「平日」とは、火曜日から金曜日までをいう。 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 3 多目的ホールの使用区分中「部分」とはホールのみを使用する場合をいい、「全部」とは部分以外の場合をいう。 4 市内居住者等に該当しない者の使用料は、この表に定める金額に、その金額の100%を加算した額とする。 5 営利を目的とする商品の展示又は販売を行う場合の使用料は、この表に定める金額（前項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の金額）に、その金額の100%を加算した額とする。 6 入場料等（名称のいかんを問わず、その催しの入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料は、この表に定める金額（第4項									

旧	新	備考																																														
<p>(2) 個人使用の場合</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">施設名</th> <th style="width:15%;">使用単位</th> <th style="width:20%;">午前</th> <th style="width:20%;">午後</th> <th style="width:20%;">夜間</th> </tr> <tr> <td></td> <td>午前 9 時から午後 零時</td> <td>午後 1 時から午後 5 時</td> <td>午後 6 時から午後 10 時</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td></td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 談話軽食喫茶室, 厨房等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施設の名称</th> <th style="width:85%;">使用料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>談話軽食喫茶室, 厨房等</td> <td>1 か月当たり 118,800 円 営業時間は、原則として午前 11 時から午後 9 時までとする。 ただし、勤労者総合福祉センターの業務に合わせて営業時間を変更できる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平日とは、火曜日から金曜日までをいう。</li> <li>2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。</li> <li>3 多目的ホール使用区分中、全部とはステージ、ホール、電動いすを使用する場合をいう。部分とは、ホールのみを使用する場合をいう。</li> <li>4 割増使用料             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内居住者等に該当しない者の使用料は、それぞれの使用料の 200% とする。</li> <li>(2) 使用者が営利を目的とする商品の展示又は販売を行う場合の使用料は、前号までの規定（談話軽食喫茶室、厨房等の使用料に係る部分を除く。）により算出された使用料の 200% とする。</li> <li>(3) 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、第 1 号までの規定（談話軽</li> </ol> </li> </ol>	施設名	使用単位	午前	午後	夜間		午前 9 時から午後 零時	午後 1 時から午後 5 時	午後 6 時から午後 10 時	多目的ホール		270	270	270	軽運動室		270	270	270	施設の名称	使用料等	談話軽食喫茶室, 厨房等	1 か月当たり 118,800 円 営業時間は、原則として午前 11 時から午後 9 時までとする。 ただし、勤労者総合福祉センターの業務に合わせて営業時間を変更できる。	<p>の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の金額）に、その金額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入場料等が 1,000 円未満の場合 50%</li> <li>(2) 入場料等が 1,000 円以上の場合 100%</li> </ol> <p>7 前 2 項のいずれにも該当する場合には、前項の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 個人使用の場合</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">施設名</th> <th style="width:15%;">使用単位</th> <th style="width:20%;">午前</th> <th style="width:20%;">午後</th> <th style="width:20%;">夜間</th> </tr> <tr> <td></td> <td>午前 9 時から午後 零時</td> <td>午後 1 時から午後 5 時</td> <td>午後 6 時から午後 10 時</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td></td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td></td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">270</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市内居住者等に該当しない者の使用料は、この表に定める金額に、その金額の 100% を加算した額とする。</p> <p>(3) 談話軽食喫茶室, 厨房等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施設の名称</th> <th style="width:85%;">使用料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>談話軽食喫茶室, 厨房等</td> <td>1 か月当たり 118,800 円 営業時間は、原則として午前 11 時から午後 9 時までとする。 ただし、勤労者総合福祉センターの業務に合わせて営業時間を変更できる。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用単位	午前	午後	夜間		午前 9 時から午後 零時	午後 1 時から午後 5 時	午後 6 時から午後 10 時	多目的ホール		270	270	270	軽運動室		270	270	270	施設の名称	使用料等	談話軽食喫茶室, 厨房等	1 か月当たり 118,800 円 営業時間は、原則として午前 11 時から午後 9 時までとする。 ただし、勤労者総合福祉センターの業務に合わせて営業時間を変更できる。	
施設名		使用単位	午前	午後	夜間																																											
		午前 9 時から午後 零時	午後 1 時から午後 5 時	午後 6 時から午後 10 時																																												
多目的ホール		270	270	270																																												
軽運動室		270	270	270																																												
施設の名称	使用料等																																															
談話軽食喫茶室, 厨房等	1 か月当たり 118,800 円 営業時間は、原則として午前 11 時から午後 9 時までとする。 ただし、勤労者総合福祉センターの業務に合わせて営業時間を変更できる。																																															
施設名	使用単位	午前	午後	夜間																																												
		午前 9 時から午後 零時	午後 1 時から午後 5 時	午後 6 時から午後 10 時																																												
多目的ホール		270	270	270																																												
軽運動室		270	270	270																																												
施設の名称	使用料等																																															
談話軽食喫茶室, 厨房等	1 か月当たり 118,800 円 営業時間は、原則として午前 11 時から午後 9 時までとする。 ただし、勤労者総合福祉センターの業務に合わせて営業時間を変更できる。																																															

旧	新	備考																																																												
<p>食喫茶室、厨房等の使用料に係る部分を除く。)により算出された使用料に次に掲げる入場料の額に応じ定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>ア 入場料が1,000円未満のとき。 150%</p> <p>イ 入場料が1,000円以上のとき。 200%</p> <p>(4) 第2号及び前号のいずれにも該当する場合は、前号の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 付属設備器具使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>付属設備器具名</th> <th>単位</th> <th>1回の使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AV設備</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>OHP設備</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気炉 (1時間当たり)</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>映写機</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">3,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">3,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ピンスポットライト</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	付属設備器具名	単位	1回の使用料	備考	AV設備	1式	540		OHP設備	1式	540		電気炉 (1時間当たり)	1式	2,200		映写機	1台	3,300		ピアノ	1台	3,300		略	略	略	略	ピンスポットライト	1台	1,100		<p>2 付属設備器具使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>付属設備器具名</th> <th>単位</th> <th>1回の使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AV設備</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気炉 (1時間当たり)</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">2,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">3,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ピンスポットライト</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オンライン配信設備</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">3,580</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	付属設備器具名	単位	1回の使用料	備考	AV設備	1式	540		電気炉 (1時間当たり)	1式	2,200		ピアノ	1台	3,300		略	略	略	略	ピンスポットライト	1台	1,100		オンライン配信設備	1式	3,580		
付属設備器具名	単位	1回の使用料	備考																																																											
AV設備	1式	540																																																												
OHP設備	1式	540																																																												
電気炉 (1時間当たり)	1式	2,200																																																												
映写機	1台	3,300																																																												
ピアノ	1台	3,300																																																												
略	略	略	略																																																											
ピンスポットライト	1台	1,100																																																												
付属設備器具名	単位	1回の使用料	備考																																																											
AV設備	1式	540																																																												
電気炉 (1時間当たり)	1式	2,200																																																												
ピアノ	1台	3,300																																																												
略	略	略	略																																																											
ピンスポットライト	1台	1,100																																																												
オンライン配信設備	1式	3,580																																																												